

1 岡崎市の概要

1-1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上にあつて、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸(乙川下流)は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

1-2 岡崎市の位置等

市役所所在地：岡崎市十王町二丁目9番地 緯経度：東経137° 10' 23" 北緯34° 57' 17"
市域：東西29.1km・南北20.2km 面積：387.24km² 市制：大正5年7月1日

1-3 人口・世帯数の推移

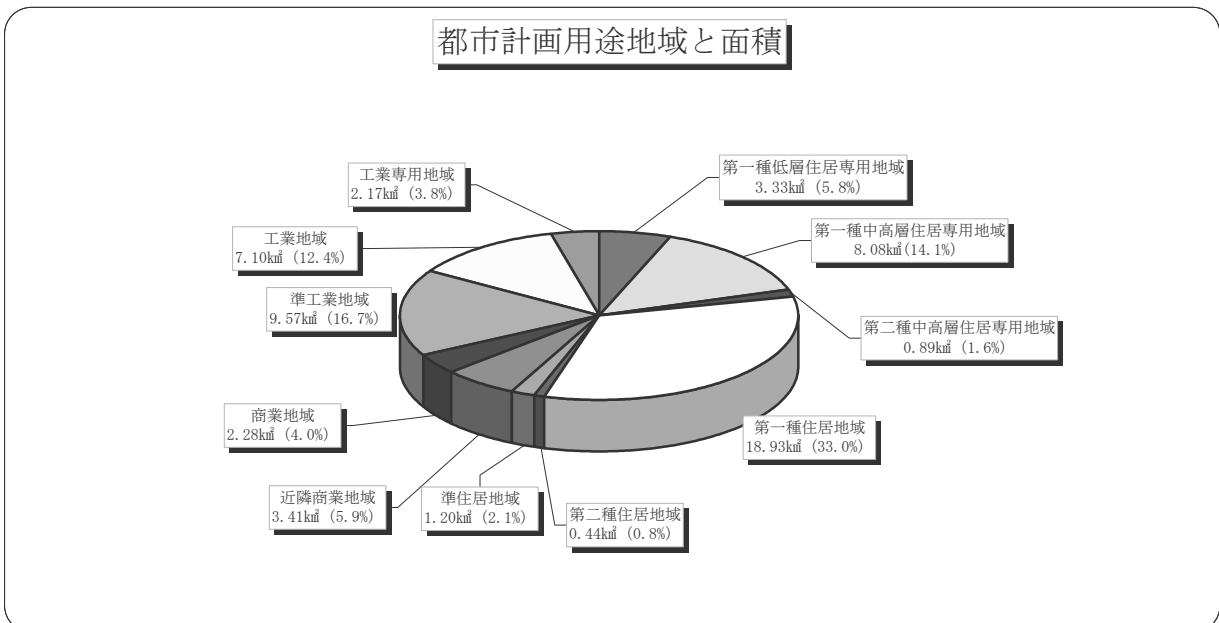
(各年度4月1日現在)

年度	人口	世帯	1世帯あたり人口	対前年人口増加率(%)
15	348,049	126,753	2.75	1.24
16	351,467	129,739	2.71	0.98
17	355,359	133,212	2.67	1.11
18	367,850	138,706	2.65	3.52
19	371,413	141,815	2.62	0.97

1-4 都市計画用途地域と面積

都市計画区域面積：226.97km² (市街化調整区域：169.57km² 市街化区域：57.40km²)

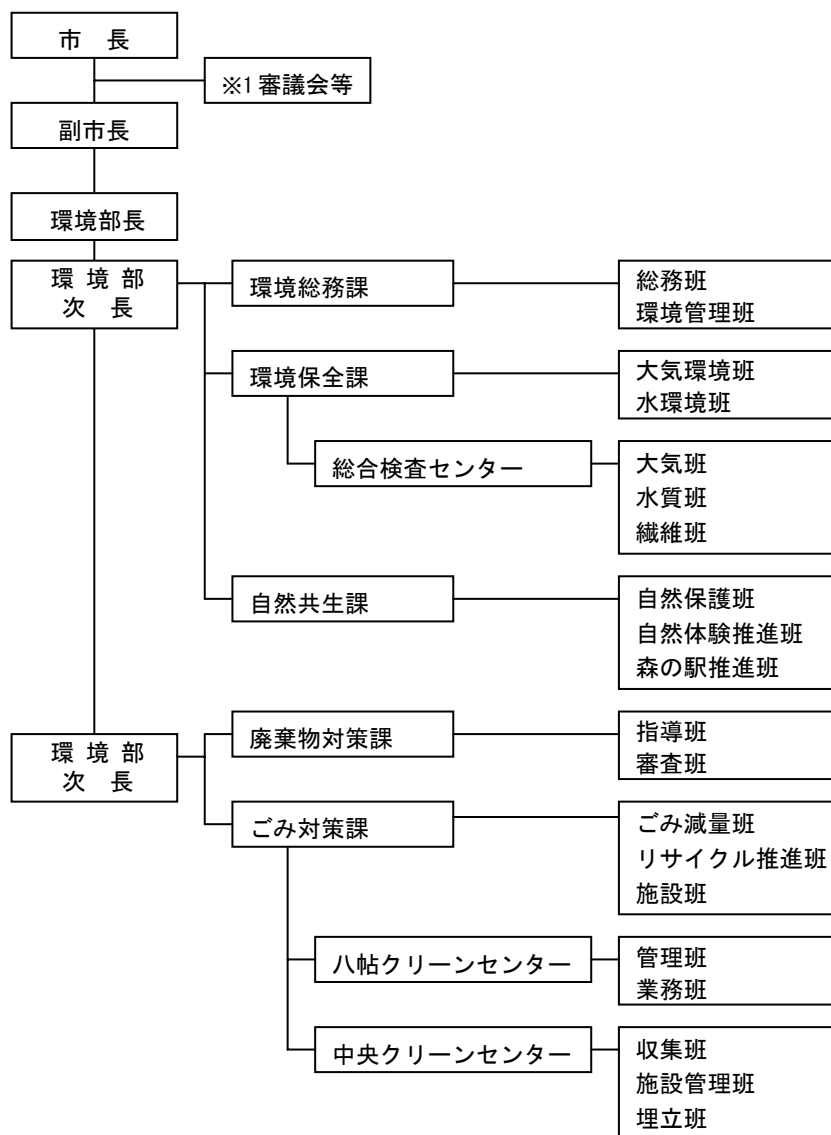
※額田地域(旧額田町)は都市計画区域外のため含んでいません。(額田地域 面積：160.27km²)



2 環境行政の概要

2-1 行政のあらまし

(1) 環境行政機構(平成19年4月1日現在)



※1 審議会等……附属機関、附属機関に準ずる機関、その他(詳細は20ページ参照)

(2) 事務分掌(平成19年4月1日現在)

環境総務課

班 名	分 掌 事 務 内 容
総務班	①環境部内の総合調整に関する事務 ②環境審議会に関する事務 ③エコシール制度に関する事務 ④水と緑・歴史と文化のまちづくり条例に関する事務 ⑤特定事業の計画に伴う事前協議に関する事務 ⑥開発行為に係る合議に関する事務 ⑦特定事業紛争調停委員会に関する事務 ⑧環境保全調整会議に関する事務 ⑨環境影響評価に関する事務
環境管理班	①環境マネジメントシステムに関する事務 ②環境基本計画に関する事務 ③岡崎版事業所環境ISOに関する事務 ④ゼロエミッション事業に関する事務 ⑤グリーン調達方針に関する事務 ⑥地球温暖化対策推進実行計画に関する事務 ⑦低公害車購入費補助金に関する事務 ⑧住宅用太陽光発電システム設置費補助金に関する事務 ⑨高効率給湯器設置費補助金に関する事務 ⑩エコライフの実践に関する事務 ⑪環境教育に関する事務 ⑫環境シンポジウムの企画・実施 ⑬子ども環境フォーラムの企画・実施

環境保全課

班 名	分 掌 事 務 内 容
大気環境班	①公害の防止に関する監視及び調査 ②大気、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭等の各種届出に関する事務 ③大気、ダイオキシン類、騒音、振動、悪臭等に関する調査、報告及び公表 ④騒音、振動、悪臭を規制する地域の指定、規制基準の設定 ⑤交通公害対策に関する調査、報告及び公表 ⑥工場等立入検査、監視及び指導 ⑦公害に関する苦情の受付及び指導 ⑧不法投棄防止に関する事務 ⑨環境美化の啓発に関する事務 ⑩空地の雑草等に関する事務 ⑪環境保全委員に関する事務

班 名	分 掌 事 務 内 容
水環境班	①公害の防止に関する監視及び調査 ②水質、土壌、ダイオキシン類、PRTR等の各種届出に関する事務 ③水質、土壌、ダイオキシン類等に関する調査、報告及び公表 ④生活排水対策に係るストレーナー等の普及促進及び啓発事務 ⑤工場等立入検査、監視及び指導 ⑥公害に関する苦情の受付及び指導 ⑦放置自動車の処理に関する事務

総合検査センター

班 名	分 掌 事 務 内 容
大気班	①大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、ダイオキシン類等に関する調査
水質班	②工場排水、ゴルフ場農薬、産廃処理施設等の水質に関する検査
繊維班	③地下水位・地盤沈下の測定及び観測に関する事務 ④上水道の水質に関する検査 ⑤繊維に関する試験、染色加工及び分析

自然共生課

班 名	分 掌 事 務 内 容
自然保護班	①自然環境保全に関する事務 ②自然公園内における開発行為の審査及び県への申達事務 ③鳥獣保護区、休猟区及び銃猟禁止区域に関する事務 ④温泉利用許可に関する事務 ⑤湿地保全計画に関する事務 ⑥こどもエコクラブに関する事務 ⑦自然観察会に関する事務 ⑧自然環境調査に関する事務 ⑨外来生物に関する事務
自然体験推進班	①おかざき自然体験の森に関する事務
森の駅推進班	①水とみどりの森の駅に関する事務

廃棄物対策課

班 名	分 掌 事 務 内 容
指導班	①浄化槽清掃業の許可、届出等に関する事務並びに指導監視 ②浄化槽保守点検業者の登録及び変更に関する事務並びに指導監視 ③浄化槽設置、廃止等の届出に関する事務 ④合併処理浄化槽設置費補助金に関する事務 ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する指導監視 ⑥自動車リサイクルに関する許可及び指導監視

班 名	分 掌 事 務 内 容
審査班	①廃棄物処理施設に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視 ②廃棄物処理業に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視 ③産業廃棄物の適正処理に関する指導監視 ④産業廃棄物の発生の抑制に関する調査及び啓発 ⑤建設工事に係る資材の再資源化に関する助言、指導 ⑥再生利用個別指定業に関する事務

ごみ対策課

班 名	分 掌 事 務 内 容
ごみ減量班	①ごみ処理基本計画策定事務 ②一般廃棄物処理実施計画策定事務 ③各種ごみ減量施策及びPRに関する事務 ④各種統計事務 ⑤幸田町受入に関する事務 ⑥事業系一般廃棄物の処理手数料等に関する請求事務 ⑦生ごみ処理機購入に対する補助金交付に関する事務 ⑧空き缶プレスカー使用団体登録に関する事務 ⑨岡崎西尾地域広域化ブロック会議に関する事務
リサイクル推進班	①資源リサイクルの推進に関する事務 ②繊維くず受入に関する事務 ③資源回収事業に係る回収団体及び回収業者への報償金、補助金に関する事務 ④拠点回収に関する事務 ⑤町内会のごみ減量・リサイクル活動に対する助成に関する事務
施設班	①焼却施設その他中間処理施設の整備計画及び建設に関する事務 ②新一般廃棄物中間処理施設建設建設審議会に関する事務

八帖クリーンセンター

班 名	分 掌 事 務 内 容
管理班	①し尿処理施設及び公衆便所に関する事務
業務班	②し尿の収集及び運搬に関する事務 ③ごみ処理施設の維持管理に関する事務

中央クリーンセンター

班 名	分 掌 事 務 内 容
収集班	①一般廃棄物の収集、及び運搬に関する事務
施設管理班	②ごみ処理施設の維持管理に関する事務
埋立班	③北部一般廃棄物最終処分場に搬入されるごみの埋立処分に関する事務 ④ガラス工芸受講料の納付書発送に関する事務 ⑤粗大ごみ処理手数料に関する事務 ⑥さわやか収集に関する事務

(3) 職員配置

(平成19年4月1日現在)

区 分	部長	次長	参事	課長・所長	主幹	副主幹	主任主査	主査	主事	技師	事務員	技術員	小計	技能業務職員 (次表参照)	合計	嘱託職員
環境部	1	2	1										4		4	
環境総務課				(1)	1								1 (1)		1 (1)	
総務班					1		4		2		1		8		8	
環境管理班					1		1	1	1				4		4	1
環境保全課				1									1		1	
大気環境班					1			2		2			5	1	6	1
水環境班						1	1		2	1			5		5	1
総合検査センター				1									1		1	
大気班						1	1	2					4	1	5	1
水質班						1	1			2			4		4	
繊維班						1		1					2	1	3	
自然共生課				1									1		1	
自然保護班						1	1		1				3		3	
自然体験推進班						1		1	1				3		3	5
森の駅推進班						1	2						3		3	1
廃棄物対策課				1									1		1	
指導班						1	1	1	2				5		5	
審査班					1		1		2	1	1		6		6	1
ごみ対策課				(1)									(1)		(1)	
ごみ減量班					1		1	1			1		4		4	1
リサイクル推進班					1	1		2	1				5		5	1
施設班					1		3						4		4	1
ハ帖クリーンセンター				1									1		1	
管理班						1	1	1		1			4	20	24	1
業務班						1	1			1			3	18	21	
中央クリーンセンター				1									1		1	
収集班						1	1		1				3	117	120	3
施設管理班						1	3	1					5	30	35	16
埋立班						1	1						2	4	6	2
計	1	2	1	6 (2)	8	14	24	13	13	8	3		93 (2)	192	285 (2)	36

()は次長が課長を兼務しているため再掲

技能業務職員配置(内訳)

区 分	作業統括主任	作業副統括主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	再任用業務員	合 計
環境保全課										1			1
総合検査センター											2		2
八帖クリーンセンター	1			1	3	3	8	16	1	2	3		38
管理班	1			1	3	1	4	4	1	2	3		20
業務班						2	4	12					18
中央クリーンセンター	1	7	3	17	41	1	4	15	3	9	42	8	151
収集班	1	5	2	15	38				2	6	40	8	117
施設管理班		2		2		1	4	15	1	3	2		30
埋立班			1		3								4
合 計	2	7	3	18	44	4	12	31	4	12	47	8	192

(4) 環境行政の推移

ア 環境保全

年 月 日	区 分	主 要 事 項
大正 7年 4月 4日	国	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布(全部改正)
昭和31年 6月11日	国	工業用水法公布
32年 6月 1日	国	自然公園法公布
33年12月25日	国	公共用水域の水質の保全に関する法律(旧法)公布(廃止)
		工場排水等の規制に関する法律(旧法)公布(廃止)
34年10月 1日	市	岡崎市環境衛生条例(旧条例)公布施行(廃止)
37年 5月 1日	国	建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国	ばい煙の排出の規制等に関する法律(旧法)公布(廃止)
39年 4月 1日	県	愛知県公害防止条例(旧条例)公布(廃止)
42年 8月 3日	国	公害対策基本法公布施行(廃止)
43年 6月10日	国	大気汚染防止法及び騒音規制法公布(同年12月1日施行)
11月27日	国	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国	硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定(廃止)
12月15日	国	公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布(廃止)
45年 2月20日	国	一酸化炭素に係る環境基準閣議決定(廃止)
4月21日	国	水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	公害紛争処理法公布
11月 1日	県	愛知県公害審査会設置
12月 1日	市	商工課工業試験所内に水質係新設(市内朝日町地内)
12月 3日	県	愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国	水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日	市	衛生課に公害係を新設(2名)
4月 2日	県	愛知県公害防止条例公布(全部改正)(同年10月1日施行)
5月25日	国	騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国	悪臭防止法公布(昭和47年5月31日施行)
6月10日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国	環境庁設置
47年 1月11日	国	浮遊粒子状物質に係る環境基準告示(廃止)
3月29日	県	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布(同年4月1日施行)
3月30日	市	岡崎市公害対策審議会条例公布(廃止)
4月 1日	市	環境交通課公害係となる(5名)
6月12日	市	岡崎市公害対策審議会設置
6月22日	国	自然環境保全法公布
48年 3月20日	県	愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日	県	大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
		愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
4月 1日	市	環境交通課公害対策係(3名)公害調査係(3名)となる
5月 8日	国	大気の汚染に係る環境基準について告示(二酸化窒素・光化学オキシダント)

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和48年 6月 5日	国	世界環境デー(第1回環境週間)
7月 1日	市	緑化推進都市宣言
8月15日	市	公害防止協定締結第1号(合名会社共栄铸造所)
10月 5日	国	公害健康被害補償法公布
49年 4月 1日	市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係(4名)、公害調査係(3名)、自然保護係(2名) 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国	大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入)
10月 2日	市	岡崎市公害防止条例公布(平成18年10月1日全部改正)
11月 1日	市	岡崎市公害防止委員委嘱(14名)(平成18年10月1日再編)
50年 2月 3日	国	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加 水質汚濁防止法施行令の一部改正(PCB排出基準の設定)
3月31日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=鹿乗川、当該類型=C、達成期間=口)
4月 1日	市	岡崎市公害調査センター改築移転(稲熊町4丁目12番地)
7月29日	国	新幹線騒音に係る環境基準告示
9月 4日	国	自動車騒音の大きさの許容限度公布
51年 6月10日	国	振動規制法公布(同年12月1日施行)
8月15日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施(廃止)
9月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正(二硫化メチル等3物質を追加)
52年 1月26日	市	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
4月 1日	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
4月30日	県	新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
53年 6月13日	国	水質汚濁防止法一部改正(総量規制の導入)
7月11日	国	二酸化窒素の環境基準の改定告示 (0.02ppm→0.04ppm～0.06ppm)
55年 2月12日	県	愛知県生活排水対策推進要綱制定
3月 7日	市	「天然石けん普及都市」宣言
5月 1日	国	幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
56年 3月27日	県	愛知県公害防止条例一部改正(飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵守等)
4月 1日	市	市民部公害交通課に改称
8月 1日	県	愛知県公害防止条例施行規則の一部改正(深夜営業騒音の規制)
57年 8月 1日	市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
58年 4月26日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(木くずを産業廃棄物に指定)
5月18日	国	浄化槽法公布
9月 7日	国	大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物の第5次規制)
59年 8月28日	国	環境影響評価実施要綱閣議決定
12月21日	県	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
60年 3月29日	市	岡崎市都市景観環境条例公布(廃止)
5月27日	国	水質汚濁防止法施行規則の一部改正(窒素・リンの排水基準)
6月 6日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正・同施行規則の一部を改正(ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー)
61年 3月31日	県	愛知県環境影響評価要綱告示(同年10月1日施行)

年 月 日	区 分	主 要 事 項
昭和62年 5月 1日	県	化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
63年 4月 8日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程
10月19日	県	合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱制定
平成 元年 3月29日	国	水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの追加)
4月 1日	市	環境衛生部環境課に改称
6月28日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規制導入)
		大気汚染防止法一部改正(一般粉じん、特定粉じん)
9月27日	国	悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオン酸等4物質を追加)(平成2年4月1日施行)
2年 4月 1日	市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程改正
6月22日	国	水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進を追加)
6月27日	国	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
3年 3月25日	県	悪臭防止法による地域の指定等の告示
3月29日	県	化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月 1日	県 市	岡崎市環境調査センターに改称
		愛知県産業廃棄物適性処理指導要綱施行
4月26日	国	再生資源の利用の促進に関する法律公布
8月23日	国	土壌汚染に係る環境基準を告示
12月10日	市	岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
4年 3月31日	市	合併処理浄化槽設置費補助金交付下水道部へ移管
6月 3日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布(同年12月1日施行)
6月 5日	国	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(平成5年4月1日施行)
6月26日	国	都市計画法及び建築基準法の一部改正(用途地域:8区分→12区分)
9月25日	国	ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
5年 3月 8日	国	水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示(トリクロロエチレン等15項目追加)
6月18日	国	悪臭防止法施行令一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質追加)(平成6年4月1日施行)
11月19日	国	環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
12月24日	国	地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	国	水質汚濁防止法施行令の一部改正(ジクロロメタン等13物質を有害物質に追加)
6年 2月21日	国	土壌の汚染に係る環境基準の改正(ジクロロメタン等15物質の追加)
6月23日	市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
8月 1日	県	愛知県環境審議会設置
12月 2日	県	「あいちアジェンダ21」を策定
12月16日	国	環境基本計画閣議決定
12月21日	県	空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日	県	愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
4月 1日	市	環境衛生部環境保全課に改称

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成 8年 4月21日	国		悪臭防止法の一部改正(臭気指数規制の導入)
6月16日	国		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
2月 2日		市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日	県		水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域＝男川、当該類型＝A、達成期間＝イ)
		市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日		市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行(平成18年廃止)
12月20日	国		騒音規制法施行令の一部改正(特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを追加)
9年 2月 4日	国		ベンゼン等3物質の大気環境基準告示
3月13日	国		地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
6月13日	国		環境影響評価法公布(平成11年6月12日施行)
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物の減量化・リサイクルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持 管理の確保、不法投棄対策)
8月11日		県	愛知県環境基本計画策定
8月29日	国		大気汚染防止法施行令の改正(ダイオキシンを指定物質として追加)
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(廃棄物焼却施設から排出するダイオキシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化)
10月 6日		県	あいち環境づくり推進協議会設置
12月29日	国		地球温暖化対策推進本部設置
10年 3月20日		市	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
6月 5日	国		特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布
6月19日	国		地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」決定
9月30日	国		騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定)
10月 9日	国		地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布(平成11年4月8日施行)
12月18日		県	愛知県環境影響評価条例公布(平成11年6月12日施行)
11年 2月22日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ぼう素の追加)
			地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
3月26日	市		岡崎市環境基本計画策定
		県	騒音に係る環境基準の地域の類型告示(昭和50年告示は廃止)
4月 1日		県	愛知県環境評価審議会設置
4月16日	国		地球温暖化対策に関する基本方針告示
7月 1日		市	エコオフィスプラン岡崎策定
7月13日	国		特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律公布
7月16日	国		ダイオキシン類対策特別措置法公布(平成12年1月15日施行)
			環境省設置法公布
12月21日	市		岡崎市公害防止条例の一部改正
		国	ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準を告示

年 月 日	区 分	主 要 事 項
平成12年 3月 2日	国	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令改正(等価騒音レベルの採用)
3月23日	市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月27日	県	あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定
3月31日	県	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域＝乙川下流「岡崎市上水道取水口より下流」、当該類型＝B、達成期間＝イ)
5月31日	国	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布(グリーン購入法)
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(建設リサイクル法)
		土壤汚染に係る環境基準の改正(ふっ素、ほう素の追加)
6月 2日	国	循環型社会形成推進基本法公布
		浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を原則的に義務付け)
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化)
6月 7日	国	食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布(食品リサイクル法)
6月26日	市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6月29日	市	同上施行規則公布
7月25日	市	ISO14001認証取得(本庁舎等)
12月22日	国	新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国	中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1月19日	県	ISO14001認証取得(本庁舎)
3月26日	市	ISO14001認証取得(一般廃棄物最終処分場)
4月20日	国	ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正(ジクロロメタン追加)
5月 7日	国	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針を定める
6月13日	国	水質汚濁防止法施行令、同法施行規則の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
6月22日	国	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
		ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法、同法施行令、同法施行規則公布
6月27日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正(粒子状物質追加)
10月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと畜場においてとさつし、又は解体した獣育等に係る固形状の不用物を追加)
11月 9日	国	水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正(窒素・りん総量規制)
12月14日	国	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部改正(岡崎市が対策地域として指定)
14年 1月17日	国	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月19日	国	地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」見直し

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成14年 3月25日			市	岡崎市自然体験の森条例公布(同年4月18日施行)
3月29日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
			市	岡崎市自然体験の森条例施行規則公布(同年4月18日施行)
4月11日	国			自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	国			土壌汚染対策法公布(平成15年2月15日施行)
6月 7日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律改正、公布
7月12日	国			使用済自動車の再資源化に関する法律公布(自動車リサイクル法)
				鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(平成15年4月16日施行)
7月12日		県		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示
				水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示
				水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国			ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌に係る環境基準についての一部改正(環境基準に水底の底質を追加)
7月31日	国			ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設の追加)
				特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加)
9月 2日			県	愛知県環境基本計画(改訂計画)策定
10月23日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 ①特別管理一般廃棄物の基準 ②特定管理産業廃棄物の追加 ③特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた ④ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対象となる産業廃棄物処理施設に追加
11月13日	国			土壌汚染対策法施行令公布
12月19日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布
				岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月20日	国			使用済自動車の再資源化に関する法律施行令、施行規則公布
				鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12月26日	国			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布
				鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた
				土壌汚染対策法施行規則公布
15年 3月 6日	国			環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壌溶出調査に係る測定方法並びに土壌含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壌の処分方法並びに搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法告示

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成15年 3月25日	国		大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばい煙測定頻度の改正)
	県		県民の生活環境の保全等に関する条例公布
			廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布
3月28日		市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示
			振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示
			悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定告示
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布
			岡崎市浄化槽法施行細則公布
			岡崎市温泉法施行細則公布
			岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布
6月23日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7月 4日	県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布
7月25日	国		環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布(同年10月1日施行)
8月22日	県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布
			同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壌汚染対策指針策定
			同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国		排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正(窒素・りんに係る排水基準の改正)
11月 5日	国		水質汚濁に係る環境基準の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(全亜鉛))
11月28日	国		広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた(廃スプリングマットレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池)
12月17日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設2施設を追加)
			特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として2施設追加)
12月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加)
16年 5月26日	国		大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加)
6月 2日	国		環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布(平成17年4月1日施行)
			特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布(平成17年6月1日施行)
10月18日		市	エコオフィスプラン岡崎見直し
12月 1日	国		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成16年12月27日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が1時間当たり2,000kg未満の施設から排出される排出ガスを測定する場合であつては、施行規則第2条第1号の規定によらないで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法によることができるようになった。 ①ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した方法 ②ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定による方法により検定した場合における検出値によるものとなった 測定結果報告書が改められた
17年 3月25日	県		国際博覧会開幕 同年9月25日まで
5月25日	国		特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布(平成18年4月1日施行)
5月27日	国		大気汚染防止法施行令の一部改正 揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施設等を定めた
6月24日	国		ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更の告示
8月15日	国		ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 特定施設(排水)として、次の施設を追加 ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設 改正に伴い、施行規則別表第二の改正 改正に伴い、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日	市		騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
			振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた
			悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成15年岡崎市告示第77号は廃止) 額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
12月21日	国		大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 届出様式の変更 など
		市	岡崎市環境基本条例公布(平成18年1月1日施行) 環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 岡崎市環境審議会条例廃止

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成17年12月21日		市	岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす
			岡崎市環境施策推進基金条例公布(平成18年1月1日施行) 環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置
			岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす
			岡崎市千万町茅葺屋敷条例公布(平成18年1月1日施行)
12月28日		市	岡崎市水とみどり・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成18年1月1日施行) 額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
18年 2月10日	国		石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	国		石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
3月27日		市	岡崎市生活環境保全条例公布(同年10月1日施行) 公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため制定
6月19日		市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布(同年10月1日施行) 条例の施行に関し必要な事項を定めた
8月11日	国		大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正 特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11月10日	国		排水基準を定める省令の一部改正 亜鉛含有量「5mg/ℓ」を「2mg/ℓ」に改めた

イ 環境衛生

年 月 日	区 分		主 要 事 項
昭和27年		市	汚物(し尿)取扱業1社許可
29年	国		清掃法施行
		市	汚物(し尿)取扱業1社許可
30年		市	岡崎市清掃条例施行規則公布
32年		市	汚物(し尿)取扱業1社許可
36年		市	汚物(し尿)取扱業4社許可
45年12月25日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(昭和46年9月24日施行)
46年 9月23日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布(同年9月24日施行)
47年 3月30日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布(同年4月1日施行)
48年 2月12日		県	第一次産業廃棄物処理計画策定
49年10月 2日		市	岡崎市公害防止条例公布(同年11月1日施行)
52年 3月14日	国		一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令公布(同年3月15日施行)
4月 6日		県	第二次産業廃棄物処理計画策定
57年 4月 1日	県		愛知県し尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
			第三次産業廃棄物処理計画策定
58年 5月18日	国		浄化槽法公布(昭和60年10月1日施行)
59年 3月30日	国		浄化槽法施行規則公布(昭和60年10月1日施行)
60年 7月10日		県	浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(同年10月1日施行)
62年 4月 1日		県	第四次産業廃棄物処理計画を策定
63年 4月 8日		市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程制定、施行
10月19日		県	合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱制定(同年4月1日適用)
平成 元年 9月 1日		県	愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
2年 4月 1日		市	岡崎市合併処理浄化槽設置費補助金交付規程改正
3年 4月 1日		県	愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
3年 4月26日	国		再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布
3年10月 5日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(減量化・再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等)
4年 4月 1日		市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務 下水道部へ移管
	県		第五次産業廃棄物処理計画策定
7年 3月24日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に改正(同年4月1日施行)
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
6月16日	国		容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布(同年12月14日施行)
8年10月14日		県	産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
9年 1月28日	国		ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
4月 1日		県	第六次産業廃棄物処理計画策定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(施設の信頼性・安全性の向上、不法投棄対策等)

年 月 日	区 分			主 要 事 項
平成 9年 8月29日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正(ダイオキシン対策に係る規制等)
10月 1日		県		愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正(平成10年4月1日施行)
10年 3月31日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則一部改正
4月 1日			市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国			特定家庭用機器再商品化法公布(家電リサイクル法)
6月16日	国			一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正
6月17日		県		愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(排出事業者の責務の強化)
				愛知県廃棄物処理施設審査会議を設置
11年12月21日			市	岡崎市公害防止条例の一部改正(平成12年4月1日施行)
12年 5月31日	国			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(平成14年5月31日施行)
6月 2日	国			浄化槽法の一部改正(合併処理浄化槽の設置を義務付け)(平成13年4月1日施行)
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(産業廃棄物管理票制度の見直し、措置命令の強化等)
11月29日	国			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布
13年 3月26日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物処理基準の強化等)
4月 1日	国			特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)
5月 1日	国			食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
5月 7日	国			廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の策定
6月22日	国			ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布(同年7月15日施行)
				特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公布(フロン回収破壊法)
9月19日	国			浄化槽法施行令の公布(同年10月1日施行)
10月17日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと畜場においてと殺し、又は解体した獣育等に係る固形状の不要物を追加)
14年 1月 1日		県		愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(県外産業廃棄物の届出等)
1月17日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを追加)
3月 5日	国			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布(同年5月31日施行)
3月29日	国			一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
4月 1日		県		愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行
7月12日	国			使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(自動車リサイクル法)(平成17年1月1日施行)

年 月 日	区 分		主 要 事 項
平成14年 9月19日		県	愛知県廃棄物処理計画を策定
10月23日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(特定管理産業廃棄物の追加)
12月19日		市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(平成15年4月1日施行)
			岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄物に係る許可申請手数料の追加)
12月20日	国		使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布(自動車リサイクル法関係)(平成17年1月1日施行)
15年 3月14日	国		循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布(同年10月1日施行)
3月28日		県	あいち資源循環型社会形成プラン策定
3月31日		市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布(同年4月1日施行)
			岡崎市浄化槽法施行細則公布(同年4月1日施行)
			岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布(同年4月1日施行)
4月 1日		市	中核市に移行
			合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管
			岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
6月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(不法投棄等の未然防止等の措置及びリサイクルの促進等の措置)
6月23日		市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布(同年10月1日施行)
6月25日		市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行(同年8月25日委嘱)
7月 4日		県	廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布(同年10月1日施行)
12月17日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設を追加)
16年 3月23日		市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(自動車リサイクル法に係る許可申請手数料の追加)
4月28日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化 不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰則の強化
6月24日		市	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布(同年7月1日施行)
9月29日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正 特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、収集、運搬、処分等に関する基準の追加
17年 5月18日	国		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(欠格要件該当者の届出義務、マニフェスト制度違反者への命令措置等)(同年10月1日施行)
5月20日	国		浄化槽法の一部改正(目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正化、監督の強化)(平成18年2月1日施行)

2-2 審議会など(平成19年4月1日現在)

(1) 附属機関

○岡崎市環境審議会

環境基本法第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定をうけ、岡崎市環境基本条例に基づき設置しています。

学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した30名以内の委員で組織されますが、岡崎市環境審議会条例及び岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例が廃止され、岡崎市環境基本条例に基づく付属機関として統合されたことにより、平成18年11月30日までは経過措置として36名に委嘱しています。市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する事項、良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項及び廃棄物の減量その他その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

○岡崎市特定事業紛争調停委員会

岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第28条の規定に基づき、特定事業の施行に関して生じた紛争の調停を行うために設置しています。

(2) 附属機関に準ずる機関

○岡崎市エコシール制度推進協議会

市長が任命した委員で組織され、消費者、事業者、学識経験を有する者及び行政機関の代表者から19名に委嘱しています。

市民、事業者及び市がそれぞれの役割を担い、買い物袋の持参を推進し不必要な包装物を省くことによってごみの発生を少なくするとともに、学校、地域、団体等の環境改善に関するボランティア行動を推奨し、併せて環境にやさしい製品(グリーン製品)の普及・促進を通じて省資源・省エネルギー型ライフスタイルの実践と潤いある快適環境の保全に寄与することを目的としています。

○岡崎市放置自動車廃物判定委員会

岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱第9条に基づき、自動車について専門知識又は学識経験者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者のうちから8名に委嘱しています。

委員会は、放置自動車の廃物としての判定、その他市長が必要と認める事項について、調査、審査及び判定するための機関で、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観、良好な都市環境、快適な生活環境を維持することを目的としています。

○岡崎市廃棄物処理施設検討会議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2及び第15条の2の規定に基づき、焼却施設、最終処分場を許可する場合、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くために開催しています。

10名以内の学識経験者で構成され、現在8名に委嘱しています。

○岡崎市新一般廃棄物中間処理施設建設審議会

本市が設置する新一般廃棄物中間処理施設の建設に向け、学識経験者・住民等幅広い分野の関係者から意見を求め、施設の在り方を検討・審議することを目的に設置しており、12名以内の委員により組織しています。

(3) その他

○岡崎市環境保全委員

岡崎市生活環境保全条例第40条の規定に基づき、環境保全に関する専門知識又は経験を有する者15名に委嘱しています。

連絡会議を定期的に開催し情報交換を行うとともに、各担当地域における生活環境の状況調査や報告、市の行う施策の協力並びにこれに関する啓発及び指導をしています。

○岡崎市環境マネジメントシステム市民環境監査員

本市は国際規格ISO14001の認証を取得していますが、このシステムの充実及び継続的改善の一層の推進を図るために、2名の公募市民を含めた10名の委員を委嘱しています。

○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び分別排出等を円滑に推進することを目的として50名に委嘱しています。

附属機関とは

法律又は条例の定めるところにより、執行機関(市長、教育委員会など)の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。

附属機関に準ずる機関とは

要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置する機関のことをいいます。

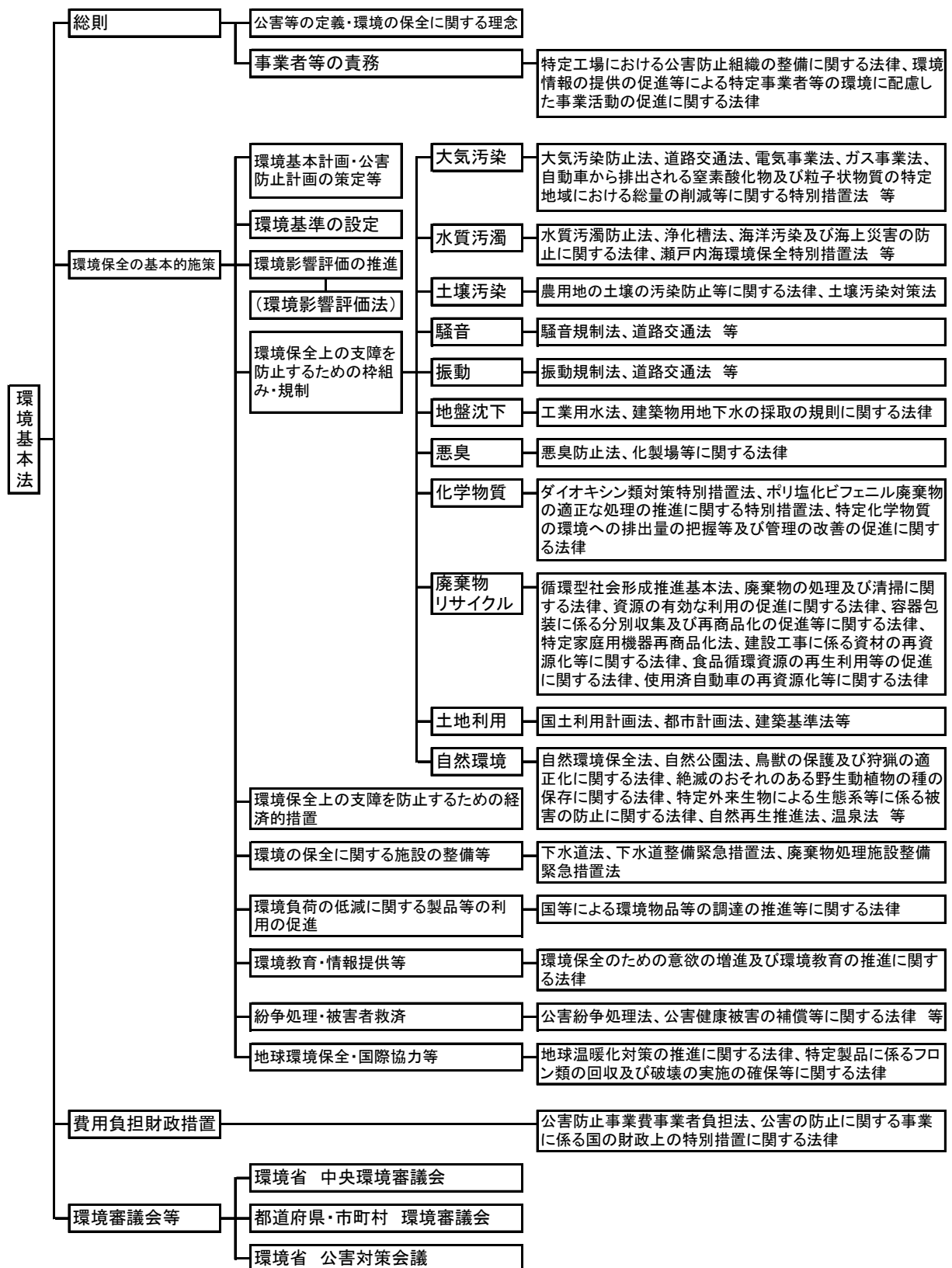
2-3 保有車両

(平成19年4月1日現在)

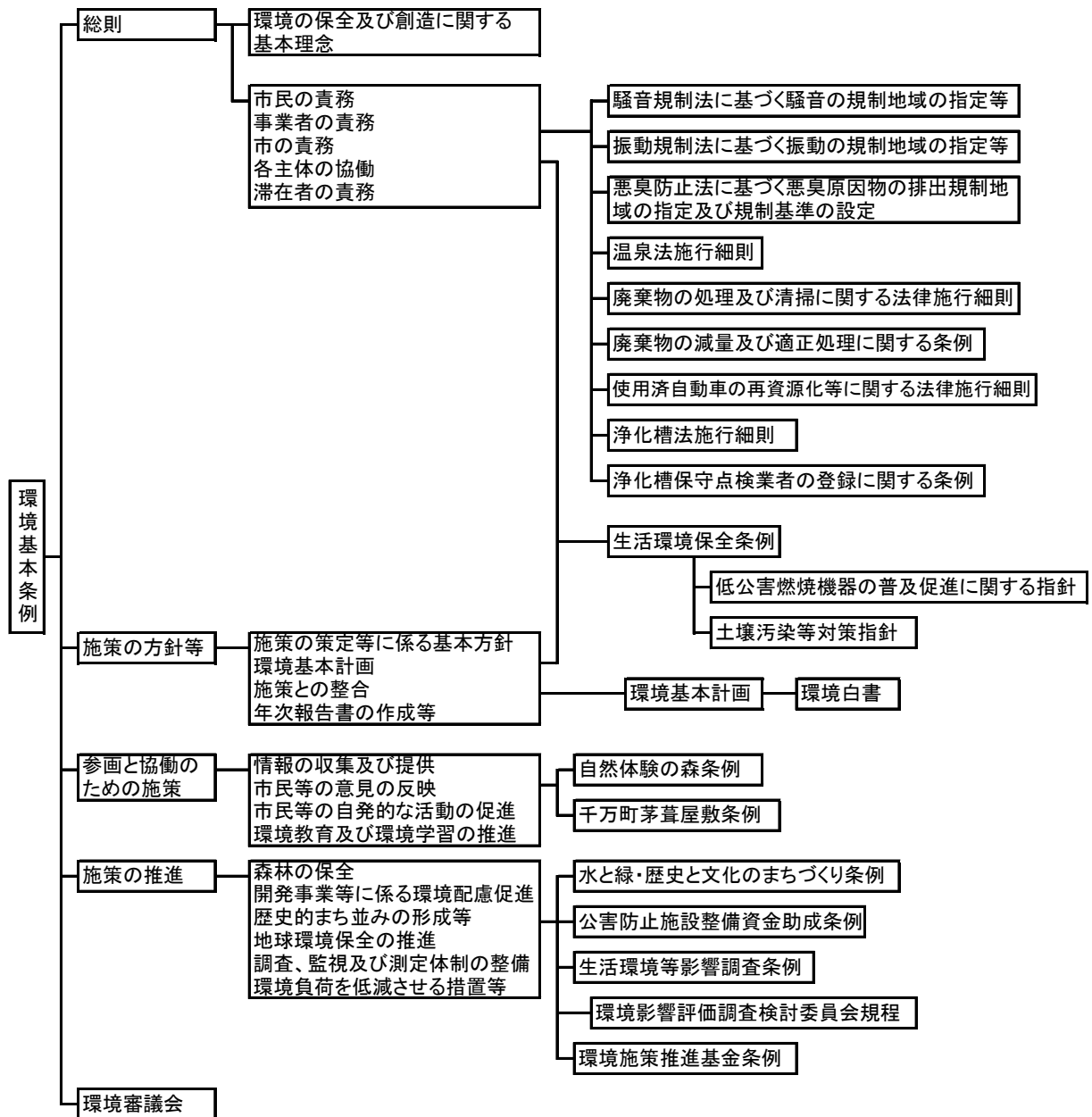
課	車両	積載量	台数	用途	
環境保全課	小型貨物自動車	400kg	2	公害パトロール用	
総合検査センター	軽貨物自動車	350kg	2	"	
自然共生課	軽貨物自動車(ダンプ)	350kg	1	作業用	
	小型貨物自動車	850kg	1	"	
		350kg	1	一般業務用	
		350kg	1	"	
廃棄物対策課	乗用自動車	—	1	パトロール用	
	軽乗用自動車	—	1	"	
ごみ対策課 八帖クリーンセンター 中央クリーンセンター	乗用自動車	—	1	事務用	リサイクル活動調査・啓発用
	貨物自動車	400kg	3		連絡用
	"	1,250kg	1		"
	軽貨物自動車	350kg	7		連絡・動物収集用
	"	200kg	1		連絡用
	収集車	2,000kg	4	ごみ 収集用	可燃・不燃ごみ収集用
	"	2,150kg	5		"
	"	2,200kg	9		"
	"	2,250kg	3		"
	"	3,350kg	2		"
	"	3,400kg	4		"
	"	3,450kg	5		"
	"	3,500kg	3		"
	"	1,600kg	1		資源ごみ収集用
	"	2,000kg	1		"
	"	2,100kg	4		"
	"	2,150kg	1		"
	"	2,200kg	3		"
	トラック	1,500kg	1		"
	"	3,000kg	11		"
	"	2,000kg	5		粗大ごみ・さわやか収集用
	トラック	1,250kg	1	その他	埋立覆土運搬・消毒用
	ダンプ	3,700kg	2		破碎資源ごみ運搬用
	"	3,950kg	1		埋立覆土運搬用
	"	3,650kg	1		焼却灰運搬用
	"	6,600kg	1		埋立覆土運搬用
	"	7,000kg	1		解体資源ごみ運搬用
	"	9,000kg	1		焼却灰運搬用
	"	9,300kg	1		埋立覆土運搬用
	トラック(脱着装置付)	3,800kg	1		資源ごみ運搬用
	"	3,900kg	1		破碎・解体資源ごみ運搬用
	空き缶プレス車	2,500kg	1		空き缶プレス用
	バキュームタンク車	3.0kℓ	1		埋立場散水用
	フォークリフト	—	5		資源物運搬用
	トラクターショベル ショベルローダー バックホー	—	7		埋立用
	バキューム車	0.35kℓ	1	し尿 収集用	し尿収集用
	"	1.8kℓ	3		"
	"	2.5kℓ	1		バキューム汚水処理
合 計			115		

2-4 環境関連の主な法体系等

(1) 法体系



(2) 本市における条例等の体系



2-5 予算の概要

(1) 予算額

()は一般会計に占める割合

区 分	平成18年度	平成19年度
総予算額	2,267億0,797万円	2,413億2,840万円
一般会計	1,056億8,000万円	1,140億1,900万円
【衛生費】	117億2,276万円(11.1%)	140億2,444万円(12.3%)
特別会計	919億8,274万円	977億8,709万円
企業会計	290億4,523万円	295億2,231万円

【衛生費】内訳

()は衛生費に占める割合

区 分	平成18年度	平成19年度
環境費	10億1,199万円(8.6%)	13億9,041万円(9.9%)
環境総務費	4億1,416万円	4億5,673万円
環境推進費	3億2,357万円	3億8,307万円
総合検査センター費	2億7,426万円	5億5,061万円
清掃費	49億6,357万円(42.3%)	59億7,601万円(42.6%)
清掃総務費	18億1,002万円	17億4,790万円
塵芥処理費	25億6,567万円	23億9,622万円
し尿処理費	2億9,857万円	2億0,784万円
新一般廃棄物中間処理施設建設費	2億8,931万円	16億2,405万円
その他	57億4,720万円(49.1%)	66億5,802万円(47.5%)

(2) 清掃費の推移

年度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
15	66億6,815万円	44億4,073万円	22億2,742万円
16	46億6,301万円	46億6,301万円	—
17	55億7,646万円	44億3,552万円	11億4,094万円
18	49億6,357万円	46億7,426万円	2億8,931万円
19	59億7,601万円	43億5,196万円	16億2,405万円

(3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年度	人口1人当たりの経費	一世帯当たりの経費
15	11,344円	31,151円
16	11,921円	32,294円
17	11,192円	29,855円
18	11,368円	30,148円
19	10,649円	27,890円

※ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

2-6 清掃事業の概要

(1) 概要

本市では、中央クリーンセンターでごみの収集、処理(焼却・破碎・資源選別・埋立)、八帖クリーンセンターでごみ処理(焼却)・し尿の収集、処理の各事業を行っています。

一般的にはあまり目立たない存在ではありますが、清潔で衛生的な環境のもとで快適な生活を営むうえには、この清掃事業は最も重要な施策の一つです。

「ごみ」については、ごみ減量・リサイクル推進を図るため各種施策を展開しています。

(2) 事業内容

ア ごみ処理

全市において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(空き缶・空きびん、3分別)、有害ごみ(発火性危険ごみ、鏡・水銀体温計)の分別収集、粗大ごみの有料戸別収集を行っています。また、ペットボトル、新聞・雑誌等、有害ごみ(蛍光灯・乾電池)については、回収協力店や市民センター等で拠点回収を行っています。

平成13年4月1日から粗大ごみの有料戸別収集、平成14年1月14日から容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを目的とした3分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集を実施し、ごみの減量を推進しています。

平成15年4月からは、新たに高齢者・体が不自由な方がごみ出しが容易にできるように、自宅まで戸別収集するさわやか収集、相次ぐ不燃ごみの火災・爆発事故を防止するため発火性危険ごみ(スプレー缶、ガスボンベ、ライター等)の分別収集を開始しました。

可燃ごみは週2回、3分別は週1回、不燃ごみ、缶・びん、有害ごみ(発火性危険ごみ・鏡・水銀体温計)は隔週1回の定期収集を実施し、生活水準の向上により、増加傾向にあるごみの排出量を抑制するため、各種減量施策を推し進めていきます。

① 可燃ごみ

中央クリーンセンター・八帖クリーンセンターの処理施設で焼却処理を行っています。施設の処理能力は、八帖クリーンセンターで1日当たり250^ト、中央クリーンセンターで1日当たり240^ト、各種の公害防止等に万全を期して行っています。

中央クリーンセンター・八帖クリーンセンターの処理施設では、余熱を利用して蒸気タービンによる発電及び冷温水の利用を行っています。

② 不燃ごみ

中央クリーンセンターのリサイクルプラザへ搬入して、破碎処理しています。破碎後は、資源物・可燃物・残さに選別して、資源物は再生資源業者に売却し、可燃物は焼却施設へ搬入し、残さと焼却施設から発生する焼却灰などを一般廃棄物最終処分場へ搬入して埋立処理しています。北部一般廃棄物最終処分場は各種の公害防止等に万全を期して行っています。

③ 資源物(缶・びん)

収集し、缶は機械によって選別処理を行い、びんは手選別処理を行い、それぞれ再生資源業者に売却しています。

④ 資源物(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)

収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、再生資源業者に引き渡しています。また、ペットボトルの大半は、市の施設で選別の後、フレーク化され、再生資源業者に売却しています。

⑤ 拠点回収

市民の方が資源物を出しやすくするため、協力店舗でペットボトル(56店舗:平成19年4月1日現在)と新聞・雑誌(9店舗:平成19年4月1日現在)を回収しています。また、市役所、市民センター等(11箇所:平成19年4月1日現在)では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、蛍光管、乾電池を回収しています。

⑥ 集団回収

市民の方に積極的にごみ減量していただくために、子ども会や町内会など(416団体:平成19年3月31日現在)による集団回収で、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、アルミ缶を回収していただいています。

また、広域行政推進のため、隣接する幸田町のごみも協定を結び、受け入れ処理を行っています。

イ ごみ減量とリサイクル

集団回収を実施する子ども会等の団体に報償金を交付し、空き缶回収に対しては空き缶プレスカーの派遣による側面援助も行っています。また、家庭の生ごみ処理機購入に対して補助金制度を設けています。

また、ごみ減量とリサイクルを推進するために、中央クリーンセンターのリサイクルプラザで、ごみの減量・減容化、資源物のリサイクル、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

この他にも、まだ使えるのにいらなくなったしまったものを再利用できるように、不用品情報の登録及び案内を行っています。

ウ し尿及び浄化槽汚泥収集処理

郊外地域、道路事情等によりくみ取り困難な世帯及び公共施設等のし尿は直営で、その他の地域は許可業者が定められた区域の収集を実施しています。浄化槽汚泥は許可業者が市全域の収集を実施しております。

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、八帖クリーンセンターの標準脱窒素処理施設及び高度処理施設で処理し、水質の保全に努めています。

エ 公衆便所

市内14箇所に設置されている公衆便所の清掃管理を業者に委託して、清潔の保持に努めています。

(平成19年4月1日現在)

名 称	所 在 地	構 造	床面積(㎡)	建設年月
明大寺(ガード下)	明大寺町字沢田3番地1	コンクリート造	14.00	平成 8年 3月
上明大寺	上明大寺町2丁目14番地1	鉄骨造	7.20	昭和57年 2月
康生東	康生通東1丁目10番地先	コンクリート ブロック造	6.60	昭和37年10月
能見	能見町145番地	コンクリート ブロック造	4.53	昭和43年 1月
伊賀	伊賀町字南郷中5番地1	コンクリート ブロック造	4.95	昭和43年10月
井田	井田町字池田9番地	コンクリート ブロック造	4.90	昭和44年12月
大門駅	大樹寺2丁目21番地	プレハブ式	22.00	昭和63年 2月
六名駅	六名新町11番地	プレハブ式	22.00	昭和63年 2月
西岡崎駅南側	昭和町字北浦20番地	プレハブ式	16.00	昭和63年 3月
西岡崎駅北側	昭和町字北浦47番地	プレハブ式	16.00	昭和63年 3月
岡崎駅自由通路西口	羽根町字南乾地53番地1	コンクリート造	32.90	平成 2年10月
岡崎駅自由通路東口	羽根町字東荒子126番地	プレハブ式	22.20	平成 2年10月
東岡崎駅南	明大寺町字寺東2番地4	コンクリート造	38.48	平成11年 3月
中岡崎駅	八帖町字往環通142番地2	プレキャスト コンクリート造	36.40	平成18年 4月

※岡崎駅自由通路西口の公衆便所については管理のみ

オ ごみ処理関係施設概要

①八帖クリーンセンター

(平成19年4月1日現在)

施 設 名		敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	着 工	竣 工	処理方法	能 力
ごみ 焼却施設	1号炉	24,045.08	5,745.25	H 5. 6.23	H 8. 2.26	全連続 燃焼式	100 t /日
	2号炉		1,591.40	S46.12.25	S48. 5.28	全連続 燃焼式	150 t /日
計量棟 灯油ポンプ室			26.73	H 5. 6.23	H 8. 2.26	—	—
倉庫			68.00	—	—	—	—
し尿処理施設			7,519.08	S63.10. 1	H 4. 3.25	※1	320kl/日

※1 標準脱窒素処理方式砂ろ過活性炭処理凝集沈殿法オゾン処理法

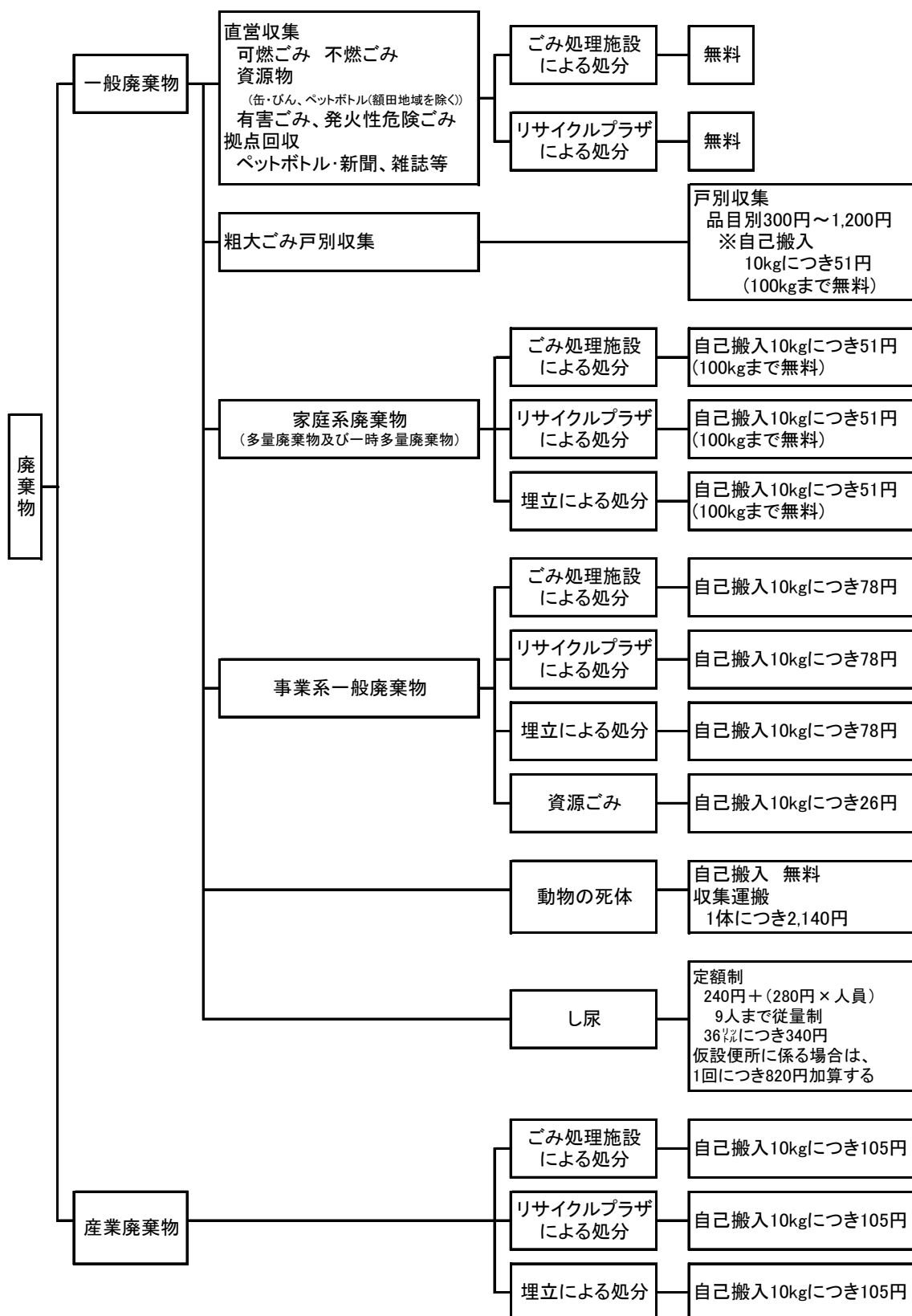
②中央クリーンセンター

(平成19年4月1日現在)

施 設 名	敷地面積(㎡)	延床面積(㎡)	着 工	竣 工	処理方法	能 力
ごみ焼却施設	78,252.00	12,719.15	S61. 4.22	H 1. 3.31	全連続 燃焼式	120 t /日×2炉
リサイクルプラザ		4,361.53	H 5. 6.23	H 7. 9.14	破碎選別 選別圧縮	粗大不燃70t/日 缶 15 t /日
一般廃棄物 最終処分場	235,678.68	824.77 (事務所等)	平成18年埋立終了		—	—
北部一般廃棄物 最終処分場	197,963.00	2,242.00 (事業所等)	H13. 10. 1	H16. 3.31	準好気性 埋立方式	399,100m ³
一般廃棄物最終 処分場(額田)	2,900.00	469.00	平成18年埋立終了		—	—
旧一般廃棄物 最終処分場(額田)	900.00	—	平成16年埋立終了		—	—

カ ごみ処理に関する使用料・手数料

① 使用料・手数料一覧(平成19年4月1日現在)



② ごみ処理手数料の経緯

(平成19年4月1日現在)

年度	臨時多量廃棄物の 収集、運搬及び処分		多量事業用廃棄物 臨時多量廃棄物の処分		動物の死体の焼却処分		事業系廃棄物の処分	
	ごみ処理施設により 処分する場合	埋立により処分 する場合	ごみ処理施設により 処分する場合	埋立により処分 する場合	収集、運搬をして 処分する場合	処分する場合 (自己搬入)	ごみ処理施設により 処分する場合	埋立により処分 する場合
S47年	1tにつき 3,500円	1tにつき 2,500円	1tにつき 2,000円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	1tにつき 2,500円	1tにつき 1,000円
S49年	100kgにつき 350円	1tにつき 2,500円	100kgにつき 200円	1tにつき 500円	1体につき 300円	1体につき 100円	100kgにつき 400円	1tにつき 1,000円
S51年	100kgにつき 560円	1tにつき 4,200円	100kgにつき 320円	1tにつき 1,000円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 2,000円
S53年	100kgにつき 560円	100kgにつき 420円	100kgにつき 320円	100kgにつき 100円	1体につき 1,300円	1体につき 300円	100kgにつき 400円	100kgにつき 200円
S57年	100kgにつき 800円	100kgにつき 600円	100kgにつき 400円	100kgにつき 150円	1体につき 2,000円	無 料	100kgにつき 500円	100kgにつき 250円
H元年	100kgにつき 820円	100kgにつき 620円	100kgにつき 410円	100kgにつき 150円	1体につき 2,060円	無 料	100kgにつき 520円	100kgにつき 260円
H5年 5月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無 料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円

(平成19年4月1日現在)

年度	一般廃棄物						動物の死体		事業系廃棄物		
	一時多量廃棄物の 収集、運搬及び処分			多量廃棄物 一時多量廃棄物の処分							
	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合	収集、運搬をして 処分する場合	処分する 場合 (自己搬入)	ごみ焼却施設 により処分 をする場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合
H7年 4月1日	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 1,200円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	100kgにつき 500円	1体につき 2,100円	無 料	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円	100kgにつき 600円
H9年 4月1日	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 1,220円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	1体につき 2,140円	無 料	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円	100kgにつき 610円

(平成19年4月1日現在)

年度	一般廃棄物							動物の死体		産業廃棄物		
	家庭系の多量廃棄物 及び一時多量廃棄物			事業系一般廃棄物								
	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合	ごみ焼却施設 により処分 をする場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合	資源ごみ	収集、運搬 をして処分 をする場合	処分する 場合 (自己搬入)	ごみ焼却施設 により処分 をする場合	リサイクル プラザにより 処分をする場合	埋立により 処分をする 場合
H10年 4月1日	100kgにつき 510円	100kgにつき 510円	100kg につき 510円	100kg につき 780円	100kgにつき 780円	100kg につき 780円	100kg につき 260円	1体につき 2,140円	無 料	100kg につき 1,050円	100kgにつき 1,050円	100kg につき 1,050円
H16年 1月1日	10kgにつき 51円	10kgにつき 51円	10kg につき 51円	10kg につき 78円	10kgにつき 78円	10kg につき 78円	10kg につき 26円	1体につき 2,140円	無 料	10kg につき 105円	10kgにつき 105円	10kg につき 105円

③ し尿くみ取り手数料の経緯

経緯年月日	規定量	料 金
昭和37年2月1日	27ℓにつき	35円
昭和47年4月1日	36ℓにつき	100円
昭和49年7月1日	36ℓにつき	150円
昭和50年1月1日	定額制	100円+(140円×人数)
	従量制	36ℓにつき150円
昭和52年5月1日	定額制	130円+(170円×人数)
	従量制	36ℓにつき180円
昭和55年5月1日	定額制	160円+(200円×人数)
	従量制	36ℓにつき210円
昭和60年4月1日	定額制	200円+(240円×人数)
	従量制	36ℓにつき250円

経緯年月日	規定量	料 金
平成元年7月1日	定額制	210円+(250円×人数)
	従量制	36ℓにつき260円
平成5年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき330円
平成6年5月1日	定額制	240円+(270円×人数)
	従量制	36ℓにつき330円 ※仮設便所の場合は、1便槽1箇所につき800円加算する
平成9年4月1日	定額制	240円+(280円×人数)
	従量制	36ℓにつき340円 ※仮設便所の場合は、1便槽1箇所につき820円加算する

(3) 清掃事業の推移

年 度	内 容
昭和 27	汚物(し尿)汲取処理業2社契約
28	道路散水業務開始(散水車2台)
29	清掃法施行(汚物(し尿)汲取処理業2社 契約から許可) 稲熊ごみ焼却場建設(自然通風式)
30	岡崎市清掃条例施行規則公布
32	汚物(し尿)取扱業1社許可
34	特別清掃区域を拡大し5清掃区に分け週1回の定期収集実施 道路清掃班を設置
36	汚物(し尿)取扱業4社許可 市公共施設し尿くみとり直営実施
38	下水処理場完成(16,000m ³ /日)
39	ごみ焼却場完成(150t/日) コンクリートごみ箱を廃止し、ポリ容器普及
40	機構改革により衛生課から独立衛生センターとなり2係設置 し尿処理場完成(消化方式100kl/日)
41	衛生センター竣工式(管理棟・ごみ焼却場・し尿処理場)
42	市内中心部のごみ夜間収集開始
43	ごみ収集にステーション方式実施 可燃物週2回、不燃物週1回の定期収集実施
44	散水業務道路清掃を土木課に移管 田口不燃物埋立場埋立開始 衛生センター3係となる
45	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 田口不燃物埋立場埋立終了 西阿知和不燃物埋立場埋立開始
46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布 衛生センター4係となる
47	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布 衛生センター6係となる 西阿知和不燃物埋立場埋立終了 米河内不燃物埋立場埋立開始
48	第2ごみ焼却場完成(150t/日) ごみ計量開始(焼却場) 額田・幸田広域ごみ処理開始
49	粗大ごみ収集実施 第2し尿処理場完成(酸化方式150kl/日) 第1し尿処理場改造 第1ごみ焼却場へ電気集塵器取付
50	衛生センター7係となる 第2ごみ焼却場へ電気集塵器取付

年 度	内 容
昭和 51	衛生センター2課7係となる
52	全国都市清掃会議北陸東海地区総会岡崎市で開催 ごみ減量及び資源再利用推進補助事業開始 公衆便所清掃業務委託
53	ごみ計量業務委託(焼却場) 米河内不燃物埋立場埋立終了 才栗不燃物埋立場埋立開始(計量機付・流し石) ごみ焼却場排水処理施設完成 ごみ減量及び資源再利用補助金交付開始
54	才栗不燃物埋立場へコンパクト導入 し尿処理場汚泥焼却設備増強 し尿処理悪臭防止工事施工 下水処理場改造工事完成(日本下水道事業団へ委託・昭和53～54年継続 28,000m ³ /日)
55	粗大ごみ収集を民間に委託(組合) 粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催 ごみ焼却場処理施設、排ガス処理施設設置工事
55	し尿処理場悪臭防止工事施工
56	名称が清掃センターとなる 岡崎市清掃協会設立 粗大ごみ収集を岡崎市清掃協会に委託 祝日にごみ収集実施 ごみ焼却場悪臭防止工事施工 し尿処理施設排水処理施設工事完成(昭和55～56年継続) し尿処理施設排水処理施設業務委託 温水余熱利用養魚槽設置工事完成
57	清掃センター2課6係となる し尿処理施設、貯留槽増設及び本曝気槽改造工事施工 ごみ夜間収集業務一部地域の廃止 ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設工事完成 粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
58	新設不燃物埋立場建設(昭和58～59年継続)開始 ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸開始
59	下水処理場汚水調整池最終沈殿池完成 岡崎市一般廃棄物最終処分場完成(才栗町字霧ヶ洞) 有害ごみ収集開始
60	汚水調整池用地等下水道維持課から移管 新焼却場「岡崎市中央クリーンセンター」(昭和60～63年継続)建設開始 岡崎市一般廃棄物最終処分場埋立開始
61	清掃センター2課7係となる 才栗不燃物埋立場埋立終了
62	し尿処理施設実施設計

年 度	内 容
昭和 63	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会岡崎市で開催
	し尿処理施設建設事業開始(昭和63～平成3年)
	中央クリーンセンター完成(240t/日)
平成 元	衛生課2係・八帖クリーンセンター3係 中央クリーンセンター3係に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書締結
2	一般廃棄物最終処分場2期工事(埋立)
	前処理施設設置工事完成(中央ク)
	公衆便所建替工事完成(康生南公衆便所)
3	し尿処理施設完成(320kl/日)
	浸出水前処理施設設置(埋立)
	ごみモデル地区設定(3地区)
	空き缶プレスカー導入(1台)
4	生ごみ堆肥化装置購入補助制度
	一部機構改革(指導係設置)
	ごみモデル地区設定(3地区 計6地区)
	資源ごみ集積場設置
	岡崎市空瓶リサイクル協力店制度制定(平成5年4月1日施行)
5	八帖クリーンセンターごみ焼却施設建設開始(平成5～7年継続)
	リサイクル施設建設開始(平成5～7継続)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例制定(平成6年4月1日施行)
	空き缶プレスカー増車(1台計2台)
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会廃棄物処理実務研修会岡崎で開催
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正
6	岡崎市廃棄物減量等推進審議会設置(委員16名)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画に関する事項の諮問・答申
	ごみモデル地区(2地区計8地区)
	一般廃棄物最終処分場3期工事(埋立)
7	衛生課を生活環境課に課名変更 (課3係・八帖クリーンセンター3係・中央クリーンセンター3係)に機構改革
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する 条例・規則に改正(平成7年4月1日施行)
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行
	岡崎市清掃協会を岡崎市リサイクル協会に名称変更
	岡崎市廃棄物減量推進員設置(41名に委嘱)
	岡崎市ごみ減量推進員設置
	リサイクル施設完成(粗大・不燃ごみ破碎施設等 105t/日)
	一般廃棄物処理基本計画告示
	空き缶・空きビン分別収集開始(10月9日～)
	八帖クリーンセンターごみ焼却施設完成(100t/日)

年 度	内 容
平成 8	一部機構改革(八帖クリーンセンター2係)
	ごみ減量・リサイクル活動奨励金制度
	岡崎市分別収集計画策定
9	一部機構改革(中央クリーンセンターに安全教育係設置)
10	機構改革(班体制)
	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・規則の改正(平成10年4月1日施行)
	ペットボトル拠点回収開始(10月13日～)
	資源回収促進補助事業
11	電動式生ごみ堆肥化装置補助開始
	新聞、雑誌拠点回収開始(8月1日～)
12	ごみ袋透明化開始(4月1日～)
13	粗大ごみ戸別収集開始(4月1日～)
	家電リサイクル法施行(4月1日～)
	生活環境課をごみ対策課に課名変更(4月1日～)
	ごみ新分別モデル地区(8学区19町内)(7月1日～)
	新分別・指定袋制開始(1月14日～)
	北部一般廃棄物最終処分場建設開始(平成13年～)
	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事施工
14	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事完了
15	一部機構改革(中央クリーンセンターにリサイクル推進班設置)
	さわやか収集開始(4月実施)
	発火性危険ごみ収集開始(4月試行7月実施)
	3分別(紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)を毎週収集に変更(7月7日～)
	資源回収事業ミニ拠点回収方式開始(9月～)
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始(10月～)
	資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まる
16	一部機構改革(埋立2班設置)
	北部一般廃棄物最終処分場完成(5月～)
	家庭系パソコン搬入規制開始(4月完全実施)
	びん手選別開始(4月～)
17	夜間収集の廃止(5学区25町内1,737世帯)
	一部機構改革(ごみ対策課総務班を環境総務課総務班へ統合)
	ペットボトル粉碎処理開始(10月～)
	額田町合併による収集開始(1月)
	合併に伴い額田町一般廃棄物最終処分場の継続使用開始(1月)
	北部一般廃棄物最終処分場埋立開始(1月)
	新一般廃棄物中間処理施設建設造成工事着手(1月)
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会を岡崎市環境審議会に統合(1月)
	才栗一般廃棄物最終処分場の埋立終了(3月)
	岡崎市リサイクル協会の解散(3月末日)

年 度	内 容
平成 18	一部機構改革(リサイクル推進班を中央クリーンセンターからごみ対策課へ)
	一般廃棄物最終処分場(額田)の埋立終了(12月)
	環境拠点整備工事(1月～3月)
	一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民からの意見を募集(2月～3月)

3 気象

3-1 年別・月別気象概況(岡崎市消防本部)

	気温(℃)			平均湿度(%)	最多風向	平均風速(m)	最大風速		天気日数(14時現在)				
	平均	最高	最低				風速(m)	風向	快晴	晴	曇	雨	雪
平成14年	17.1	36.4	-1.5	73	北北西	2.4	26.0	南南東	3	200	137	25	0
平成15年	16.1	35.9	-2.8	75	北北西	2.4	29.1	南南東	24	158	132	51	0
平成16年	17.6	35.8	-1.5	74	北北西	2.5	43.6	南南東	19	196	110	51	0
平成17年	16.8	35.6	-0.8	72	南東	2.3	28.1	南	10	205	124	25	1
平成18年	17.0	36.8	-1.6	74	北西	2.3	23.9	南南東	7	186	135	37	0
1月	5.6	14.0	-1.6	65	北西	2.8	18.9	北西	0	19	12	0	0
2月	7.3	18.5	-0.5	68	北西	2.5	22.5	南東	2	14	10	2	0
3月	9.2	19.9	0.8	67	北西	2.9	23.9	南南東	1	18	3	9	0
4月	14.2	24.3	4.4	65	北西	3.0	22.2	南東	0	15	13	2	0
5月	19.6	29.7	9.8	77	南東	2.6	16.6	南東	1	10	15	5	0
6月	23.5	32.8	17.3	80	南東	2.0	16.9	南東	0	11	15	4	0
7月	26.9	36.8	21.2	83	南東	2.1	13.9	南東	0	10	18	3	0
8月	29.1	36.4	23.3	76	南東	2.4	13.4	南東	0	22	9	0	0
9月	24.8	33.9	18.1	77	南南東	1.9	16.7	南東	1	14	13	2	0
10月	20.6	29.6	13.3	77	北北西	1.5	23.7	北西	2	18	6	5	0
11月	14.4	24.5	6.0	74	北北西	1.7	19.5	北北西	0	16	12	2	0
12月	9.0	17.3	1.2	74	北北西	1.7	15.9	北	0	19	9	3	0

(資料:岡崎市消防本部)

3-2 年別降水量(岡崎市消防本部)

(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間降水量	月平均
14年	66.0	26.0	70.5	61.5	47.5	84.0	69.5	38.0	108.0	198.0	24.0	83.5	876.5	73.0
15年	95.5	62.5	98.5	112.0	65.0	120.5	164.5	247.0	128.0	81.5	163.5	19.0	1,357.5	113.1
16年	20.5	29.5	61.5	61.0	205.0	121.5	69.0	32.0	133.5	467.5	73.0	84.5	1,358.5	113.2
17年	11.5	56.5	54.5	44.5	51.0	93.0	127.0	91.5	70.0	156.0	14.5	8.0	778.0	64.8
18年	33.0	94.5	60.0	98.5	186.5	153.5	222.5	15.5	164.0	74.0	66.5	102.0	1,270.5	105.9

(資料:岡崎市消防本部)

3-3 降水量経年変化

(単位:mm)

	14年	15年	16年	17年	18年
国土交通省岡崎観測所	1,096.0	1,474.0	1,585.0	856.0	1,450.0
国土交通省宮崎観測所	—	2,035.0	2,254.0	1,153.0	1,915.0
岡崎市消防本部	876.5	1,357.5	1,358.5	778.0	1,270.5

(資料:岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)

3-4 降水量経月変化

(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国土交通省岡崎観測所	37.0	94.0	94.0	116.0	201.0	194.0	259.0	32.0	190.0	77.0	54.0	102.0
国土交通省宮崎観測所	45.0	134.0	131.0	211.0	283.0	264.0	275.0	77.0	225.0	104.0	75.0	91.0
岡崎市消防本部	33.0	94.5	60.0	98.5	186.5	153.5	222.5	15.5	164.0	74.0	66.5	102.0

(資料:岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)